

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S8N15000220		6SXS1CE0012 0001					
品名 または 件名							
瀬戸内分屯地管理地区浄化槽汚泥除去 ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
228,000.00	LI						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
各地			奄美駐屯地業務隊 瀬戸内分屯地 給排水				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
長瀬技官 内線337			令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊奄美駐屯地 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年3月23日（月）11時00分 会計隊 多目的室（B庁舎2F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和7・8・9年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のD等級以上の資格を有する者
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(2) 公告の提示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)、奄美駐屯地

(3) 落札決定方法

- ア 決定方式は単価とするも、落札の判断は予定総価とする。
- イ 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 違約金に関する事項

- ア 入札保証金：免除 但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除 但し、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量－納入済数量)×単価」の総額(税込)、また、納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額(税込)の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- イ 電信・電話による入札
- ウ 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札
- エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 契約書等作成

落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約(請)書」の様式により作成する。

- 「役務請負契約条項」
- 「単価契約に関する特約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」

(8) その他

- ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- イ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和8年3月19日(木)17時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、令和8年3月19日(木)17時00分までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- ウ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- エ 資格審査結果通知書の写しを令和8年3月19日(木)17時00分までに提出すること。
- オ 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。
- カ 第7項(8)ウ・オの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。

(9) 問い合わせ先

〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49 陸上自衛隊奄美駐屯地
TEL 0997-54-1060
FAX 0997-54-1066
第443会計隊 契約班 担当：香田 内線：353

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6S8N15000220									
NO	調達要求番号		物品番号		単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
	品 名								使用期限等	引 渡 場 所	
	部品番号 または 規格									搬 入 場 所	検 査
	使用器材名					仕様書番号			グループ	納 期	包 装
1	6SXS1CE0012	0001			LI	228,000.00				瀬戸内分屯地	
	瀬戸内分屯地管理地区浄化槽汚泥除去									奄美駐屯地業務隊 瀬戸内分屯地 給排水	
	仕様書のとおり									長瀬技官 内線 3 3 7	
									令和8年4月1日～令和9年3月31日		
2	6SXS1CE0012	0002			LI	96,000.00				瀬戸内分屯地火薬庫地区	
	瀬戸内分屯地火薬庫地区浄化槽汚泥除去									奄美駐屯地業務隊 瀬戸内分屯地 給排水	
	仕様書のとおり									長瀬技官 内線 3 3 7	
									令和8年4月1日～令和9年3月31日		
				- 以 下 余 白 -							

仕 様 書

- 1 件 名：瀬戸内分屯地管理地区浄化槽汚泥除去
- 2 場 所：鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子684番地2
陸上自衛隊瀬戸内分屯地 管理地区
- 3 期 間：令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- 4 作業内容：浄化槽の汚泥等の汲み取り・処分
メーカー クボタK T Z－2 A型
処理方式 担体流動ろ過循環方式
処理能力 214人槽
- 5 一般事項：
 - (1) 本作業は、仕様書及び関係法規に基づき実施すること。
 - (2) 汲み取り回数は基本月2回とし、汲み取り量は年間約228,000ℓ、1回の汲み取り量は平均9,500ℓである。
 - (3) 作業中、請負業者の過失により施設・設備等に損傷を与えた場合は、直ちに監督官に報告し、その指示に従い請負業者の責任において速やかに原型復旧すること。
 - (4) 汲み上げた汚泥は、許可を受けた業者にて、確実に適正な処分を行うものとし、計量証明書（写）を提出すること。
 - (5) 作業に必要な測定及び安全対策は確実に実施すること。
- 6 検 査：本作業終了後、本仕様書に基づき検査を実施し、合格をもって完了とする。

仕 様 書

- 1 件 名：瀬戸内分屯地火薬庫地区浄化槽汚泥除去
- 2 場 所：鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子684番地2
陸上自衛隊瀬戸内分屯地 火薬庫地区
- 3 期 間：令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- 4 作業内容：浄化槽の汚泥等の汲み取り・処分
メーカー クボタHCZ-30(D)型
処理方式 担体流動ろ過循環方式
処理能力 30人槽
- 5 一般事項：
 - (1) 本作業は、仕様書及び関係法規に基づき実施すること。
 - (2) 汲み取り回数は基本月1回とし、汲み取り量は年間約96,000ℓ、1回の汲み取り量は約8,000ℓである。
 - (3) 作業中、請負業者の過失により施設・設備等に損傷を与えた場合は、直ちに監督官に報告し、その指示に従い請負業者の責任において速やかに原型復旧すること。
 - (4) 汲み上げた汚泥は、許可を受けた業者にて、確実に適正な処分を行うものとし、計量証明書(写)を提出すること。
 - (5) 作業に必要な測定及び安全対策は確実に実施すること。
- 6 検 査：本作業終了後、本仕様書に基づき検査を実施し、合格をもって完了とする。